令和元年度

定期監査報告書

（第３期）

横 手 市 監 査 委 員

監　　第１８６号
令和２年３月３１日

横　手　市　長　　髙　橋　　大　　様
横手市議会議長　　播　磨　博　一　様
横手市教育委員会教育長　　伊　藤　孝　俊　様
横手市公平委員会委員長　　近　江　直　人　様
横手市農業委員会会長　　飯　野　正　和　様

横手市監査委員　柴 田　恒 宏
横手市監査委員　飼 田　一 之
横手市監査委員　木 村　清 貴

定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき、令和元年度の定期監査（第３期）を実施したので、同条第９項の規定により、次のとおり結果を報告します。

この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第１２項の規定により通知願います。

目　　次

１　監査の期間及び対象課等 ･･･ １

２　監査の範囲 ･･･ １

３　監査の方法 ･･･ １

４　監査の着眼点 ･･･ １

５　監査の結果の大要 ･･･ ２

６　まとめ ･･･ ２

別添　監査の結果

（１）総務企画部 ･･･ ４
（２）まちづくり推進部 ･･･ ４
（３）市民福祉部 ･･･ ４
（４）建設部 ･･･ ５
（５）上下水道部、水道事業及び下水道事業 ･･････････････････････ ５
（６）教育委員会事務局 ･･･ ６
（７）監査委員事務局 ･･･ ６
（８）公平委員会 ･･･ ６
（９）農業委員会事務局 ･･･ ６

令和元年度　定期監査報告（第３期）

１　監査の期間及び対象課等

令和元年１２月２日（月）～令和２年３月２７日（金）

実地監査日	対象課等　（２６機関）
１月２１日（火）	建築住宅課、都市計画課、まちなか再生推進室、建設課
１月２３日（木）	生活環境課、人事課、高齢ふれあい課、地域包括支援センター
１月２９日（水）	教育総務課、教育指導課、文化財保護課、学校教育課
１月３０日（木）	社会福祉課、子育て支援課、総務課、経営企画課
２月　４日（火）	水道課、下水道課、経営管理課、人財育成推進室
２月　６日（木）	文化振興課
２月　７日（金）	農業委員会事務局、学校給食課、健康推進課、監査委員事務局、公平委員会

２　監査の範囲

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき、平成３０年度（平成３１年１月１日から平成３１年３月３１日まで）、平成３１年度・令和元年度（平成３１年４月１日から令和元年１２月３１日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について、行政監査的要素を取り入れ実施した。

３　監査の方法

事前に各課等から、職員業務担当一覧、補助金の状況、契約一覧、公金収納状況及び施設の各種法令に基づく点検状況等についての資料提出を求め、諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員に対する質問や実査等の方法により監査した。

４　監査の着眼点

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

（１）収入事務及び支出事務は、適正に行われているか。

（２）補助金等の事務手続きは、関係法令等に基づき適正に行われているか。
（３）契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
（４）施設の維持管理及び消防法等に基づく防火・防災対策は、適正に行われているか。
（５）行政財産使用許可事務手続きは、適正に行われているか。
（６）物品の管理は適切に行われているか。
（７）事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
（８）前回の監査で指摘した事項が適正に改善されているか。

5　監査の結果の大要

令和元年度第３期の定期監査は、本庁・行政委員会の課等を対象とし、公金の取扱いをはじめ財務事務処理等が関係法令に基づき適正に行われているかを監査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

なお、主な所見は次のとおりであるが、個別の指摘事項については、「別添　監査の結果」に記載した。

（１）補助金事務について

事業実績報告書において、誤りのある課等が見受けられた。横手市補助金等交付要綱や横手市補助金制度に関する指針等を再度確認されたい。

（２）契約事務について

随意契約の根拠条項が誤っている、または地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号の場合に記載すべき横手市契約規則が併記されていない課等が見受けられた。地方自治法施行令及び横手市契約規則を再度確認されたい。

（３）服務事務について

複数の課等において、代休の取得についての誤りや取得されていない状況が見受けられた。また、時間外勤務について、偏りがある状況が見受けられた。所属長においては、代休、休暇の取得状況や時間外勤務の状況を把握し、職員の勤務環境の整備に努められたい。

6　まとめ

今回の監査の結果、前述のような改善を要する点や書類等の不備が見受けられた。日常の事務執行にあたっては、法令等をその都度確認して適正な事務処理に努められたい。

また、各課等においては、他部署が受けた指摘事項についても全庁的なものとして捉え、将来にわたり同様の指摘を受けることのないよう、管理職員を始めとした組織的なチェック体制の確立と指導を徹底されたい。

軽易な事項については監査会場において、その都度関係職員に改善を指示したので記述を省略する。

別添　監査の結果

（１）総務企画部

課　名　等	監査の結果（指摘事項）
総務課	指摘事項なし
人事課	指摘事項なし
経営企画課	指摘事項なし
人財育成推進室	指摘事項なし

（２）まちづくり推進部

課　名　等	監査の結果（指摘事項）
文化振興課	指摘事項なし

（３）市民福祉部

課　名　等	監査の結果（指摘事項）
社会福祉課	指摘事項なし
子育て支援課	１　収入事務 準公金取扱マニュアルを作成していない。 ２　契約事務 （１）委託契約において、契約締結伺を適正な理由なく省略している。また、契約保証金の免除条項を明記していない。 （２）印刷製本契約において、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号の場合に記載すべき横手市契約規則が併記されていない。 ３　服務事務 年次有給休暇請求票の記載に不備がある。
高齢ふれあい課	１　補助金事務 事業実績報告書において、決裁権者を誤っている。また、財政課及び経営企画課との合議を行っていない。
地域包括支援センター	１　契約事務 賃貸借契約において、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号の場合に記載すべき横手市契約規則が併記されていない。

課　名　等	監査の結果（指摘事項）
健康推進課	１　収入事務 利用者負担金において、出納員が確認及び決裁を行っていない。
生活環境課	１　契約事務 （１）委託契約において、随意契約の根拠条項を誤っている。 （２）請負工事契約において、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号の場合に記載すべき横手市契約規則が併記されていない。 ２　財産管理事務 物品の貸付の決定において、決裁権者を誤っている。また、財務部長、財政課及び財産経営課との合議を行っていない。

（４）建設部

課　名　等	監査の結果（指摘事項）
建設課	指摘事項なし
都市計画課	指摘事項なし
建築住宅課	指摘事項なし
まちなか再生推進室	１　財産管理事務 物品引継及び繰越書を作成していない。

（５）上下水道部、水道事業及び下水道事業

課　名　等	監査の結果（指摘事項）
経営管理課	指摘事項なし
水道課	指摘事項なし
下水道課	指摘事項なし

（６）教育委員会事務局

課　名　等	監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）
教育総務課	１　契約事務 （１）委託契約において、随意契約の根拠条項を明記していない。 （２）物品購入契約において、契約保証金の免除条項を誤っている。
文化財保護課	指摘事項なし
学校教育課	指摘事項なし
教育指導課	指摘事項なし
学校給食課	指摘事項なし

（７）監査委員事務局

課　名　等	監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）
監査委員事務局	指摘事項なし

（８）公平委員会

課　名　等	監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）
公平委員会	指摘事項なし

（９）農業委員会事務局

課　名　等	監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）
農業委員会事務局	指摘事項なし